

Rotary



人類に
奉仕する
ロータリー

RI会長 ジョン・ジャーム
第2590地区ガバナー 高良 明
No.2135 MAY.30 2017



川崎中ロータリークラブ会報

KAWASAKI NAKA ROTARYCLUB/FOUNDED 1972.7.15

【会長テーマ】：会員増強とロータリーを学び、我が奉仕

会長 富岡 昭一 副会長 内藤 幸彦 幹事 渡邊 新治 SAA 長戸 隆彦 会報委員長 叶野 聡	2016~2017 第2154回例会 平成29年5月30日	例会日 毎週火曜日 12時30分点鐘 例会場 川崎市中原区小杉町3-10 ホテル精養軒 TEL(044)711-8855 事務所 川崎市中原区小杉町3-428 山協ビル402号 TEL(044)722-4331 FAX(044)722-6334 E-mail: k-naka@galaxy.ocn.ne.jp URL: http://www.kawanaka-rc.com
--	---	--

例会報告

開会点鐘	富岡 昭一 会長
司会	長戸 隆彦 SAA
合唱	「四つのテスト」
お客様紹介	上原伸一親睦活動委員

ゲストスピーカー 平野 均 様	一般財団法人 しんきん成年後見サポート事務局長
ゲストスピーカー 橋本 健一 様	一般財団法人 しんきん成年後見サポート家族信託 担当
ゲスト 石塚 勝 様	第2590地区2016-17年度 第2Gガバナー補佐(川崎鷺沼RC)
ゲスト 内藤 幸彦 様	第2590地区2017-18年度 第2Gガバナー補佐
ゲスト 天野 里美 様	司法修習生

	現・次合同 理事・役員会
第2例会 6月13日	卓話 新会員卓話 大友 徹会員

出席報告

 伊藤稔出席副委員長

会員数	出席数	欠席数	出席率	前々回訂正出席率		
45名	26名	19名 対象外 (8)	70.27%	欠6名 対象外 (5)	MU0名	97.50%

【本日の欠席者】

三木 治一会員 市川 宏 会員 松田 敏治会員
 小林 敏伸会員 貝田 充 会員 大友 徹 会員
 松井 孝至会員 金子 利昭会員 鹿島 義久会員
 堀一 慶明会員

ニコニココーナー

 志村 修司副SAA

石塚 勝ガバナー補佐：本日は退任のご挨拶に伺いました。今年一年、本当にありがとうございました。

富岡 昭一会長：一般財団法人しんきん成年後見サポート事務局長平森均様・しんきん成年後見サポート家族信託担当橋本健一様本日卓話よろしくお願ひ致します。勉強させて頂きま

今後のプログラム予定

6月	プログラム名
第1例会 6月6日	会員お祝い 情報集會報告① 米山奨学金授与式 ｼﾝｼﾞｮﾝ・ｼﾞｮｰﾀﾞﾝ・ﾓﾝｶｰさん (カナダ)

す。

渡邊 新治幹事：石塚ガバナー補佐、本年度は大変お世話になりました。また移動例会では、親睦委員会の皆様には大変お世話になりました。本日の卓話楽しみにしています。本日もよろしく願い致します。

萩原ひとみ会員：先日は一泊移動例会で大変お世話になりました。ありがとうございました。また 6/4 (日) 多摩川清掃 8:30 にも是非ご参加下さい。多摩川べりを朝の風に吹かれて歩くものとても気持ちのいいものです。中原区内の他の団体の方々とお会いするものいい機会になります。初めての方も是非ご参加ください。

川口 禮敬会員：平森均様・橋本健一様卓話ありがとうございます。楽しみに拝聴いたします。石塚ガバナー補佐石塚様ご苦労様でした。

小島 満 会員：先日の大戸 B 地区情報集会では参加の皆様お世話になりました。

廣山 宗一会員：ロータリーの友 6 月 (たてしな) クラブを訪ねて、蓼科 RC です。例会場が標高 1070m の高原だそうです。メーキャップにどうぞ！！

中山 武夫会員：石塚ガバナー補佐をお迎えしての例会です。

白井 正男会員：先日の下小田中地区情報集会リーダー小島徹会員、参加者の皆さんお世話になりました。

小丸日出夫会員：第 2 グループ補佐石塚様本日はご苦労様です。平森様・橋本様本日は当クラブにお出で頂きありがとうございます。本日の卓話のテーマにはとても興味があり詳しくお話が聞けるのが楽しみです。

柁木 國義会員：今日もよろしく願い申し上げます。

内藤 幸彦会員：石塚ガバナー補佐様、本日はありがとうございます。今年度は本当にお世話になりました。後 1 ヶ月健康に気をつけて頑張ってください。

伊藤 文治会員：石塚ガバナー補佐様、一年間ご苦労様

です。

田邊 進会員：いよいよ夏ですね。暑いですね。でも、きゅうり・なすの収穫が始まり夏野菜の収穫が楽しみであります。

長谷山尚城会員：①平森様本日の卓話楽しみにしています。②司法修習生の天野さんにゲストで来てもらいました。社会勉強させてください。

合計	15 件	17,000 円
累計	686 件	775,000 円

会長報告

富岡 昭一会長

1.地区 (高良ガバナー) より「会員増強・維持にラストスパートをかけよう！！」とのお願いが届いております。「今年度も残り 1 ヶ月半、最後まで気を緩めることなく地区方針の“クラブ魅力創りと活性化”そして各クラブの目標達成 (特に前年度比マイナスにならぬよう) に皆さんで努力していきましょう。」詳細は回覧いたします。

2.川崎市美化運動実施中原支部より第 39 回多摩川美化活動の実施についてご協力の依頼が届いております。

日 時：6 月 4 日 (日) 9:00~2 時間程度

※荒天時は 6/11 (日) に延期、また 6/4 (日) 当日の延期 (中止) は AM6:30 以降電話 (テレホンサービス) にて、ご確認いただけます。(0180-99-1757)

集合時間：8:30~受付

集合場所：丸子橋第一広場

3.中原区推進委員会より第 67 回「社会を明るくする運動」推進委員への就任及び推進委員会への出席についてのお願いが届いております。

【推進委員会】

日 時：6 月 8 日 (木) 10:00~

場 所：中原区役所 5 階 502 会議室

4.川崎中原ロータリークラブより先般の創立 30 記念式典のお礼状が届いております。回覧いたします。

幹事報告

渡邊 新治幹事

1.例会変更

横浜西 6月7日(水)→5日(月) 移動夜間例会
点鐘 17:30 例会に引き続き「創立記念家族会」

川崎鷺沼 5月31日(水) 休会

新川崎 5月31日(水) 休会

例会場変更

横浜あざみ→6月第一週目より以下のとおり変更

6月7日(水)～ あざみ野ローンテニス
クラブ 2F クーボール

横浜市青葉区あざみ野 2-19-1

電話 045-901-9011

例会一部変更

川崎中原→7月より以下のとおり開催

毎月 第1週および第3週の木曜日

・第1週:午後12時30分点鐘

・第3週:午前7時30分点鐘(早朝例会)

*第1週および第3週が祝日と重なる場合は、その後
後に振替えて開催いたします。

*例会場は、いずれもホテル精養軒(変更なし)

ご挨拶



<第2590地区第2グループガバナー補佐 石塚勝さま
より今年度の活動についてお話と、ご協力に際しての
感謝のご挨拶がありました。>

新任挨拶



<第2590地区第2グループ次年度ガバナー補佐 内藤
幸彦さまより次年度の抱負のお話がありました。>

委員会報告

45周年記念事業委員会 小島徹委員長より東北支援ツ
アーへの参加のお願いがありました。

卓話



<しんきん成年後見サポート事務局長 平森均さま>



<同 成年後見サポート家族信託担当 橋本健一さま>

川口禮敬会員のご紹介があり、お二人による卓話が行われました。

「成年後見制度と家族信託について」

一般社団法人しんきん成年後見サポート

社会の高齢化が急速に進行するなか、ご家族やご自身を守り、後継者への世代交代をスムーズに行うためには、さまざまな制度を理解し適切な判断を行うことが何より大切です。今回は成年後見制度と家族(民事)信託について説明する

機会を頂きましたが、皆様のご参考になれば幸いです。

1、成年後見制度には「法定後見」と「任意後見」の二種類があります。

(1) 法定後見制度

本人が認知症や重い病気にかかり判断能力が低下した場合に利用できる制度です。本人の症状により「補助」「補佐」「後見」に分かれますが後見人等が本人に代わって財産の管理をしたり、介護・福祉サービスの契約を行います。この制度を利用するときは医師の診断書を添付し本人の居住地を管轄する家庭裁判所に申立てを行い、裁判所の審理を経て審判を受け決定します。

誰を後見人にするかの希望は出せますが、決定権は裁判所にあるため、裁判所が指名した弁護士や司法書士が就任する場合があります。後見人は常に本人の権利と財産を守り本人の立場に立って仕事をします。裁判所等への定期的な報告も義務付けられています。

(2) 任意後見制度

本人がお元気なうちに将来後見人になってもらう人を自分で決めておく制度です。本人が認知症や重い病気にかかり判断能力が低下した場合の対応は法定後見とほぼ同じですが、誰が後見人に指名されるか分からない(家庭裁判所が決定する)法定後見に対しあらかじめ自分で選んだ信頼できる人(法人も可)に後見人になってもらえるメリットがあります。

契約は公正証書を作成して行いますが、代理人としての後見人にしてもらいたい事や、判断能

力は十分だが身体能力が低下した場合に代行してほしいことなどを「代理権目録」に記載して契約できます。

本人が元気なあいだは後見人(任意後見受任者)は活動しませんが必要に応じて本人と連絡をとり、本人の判断力が低下したと思われる場合は家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行い後見活動を開始します。

2、家族信託について

もし認知症や重い病気で判断能力を失ってしまったら「財産管理」や「相続対策」ができなくなってしまいます。たとえ配偶者やお子さんでも親のお金を引き出せなくなりますし、自宅や賃貸物件の管理や建替え、売却なども困難になってしまいます。

家族信託は、本人の代わりに財産の管理や運用を任せる人(法人も可)を決めて、確実に実行してもらうための家族間の信託契約です。後見制度では原則的に本人のためにしか財産を使わず、自宅や賃貸物件の建替えや売却、借入などに大きな制約がありますが、家族信託を利用すれば本人の判断能力が低下した場合でも信託受託者となった後継者が、継続的かつ積極的に財産管理を行うことが出来るようになります。

家族信託を活用すれば、相続トラブルの未然防止、円滑な事業承継、お子様のいないご夫婦の悩みなど、さまざまな問題が解決できます。

3、その他

ともすると、事業承継や相続対策は「相続発生時までに行えば良い」と考えがちですが、高齢化に伴い、認知症や重い病気にかかってしまう!) スクを意識する必要が高まっています。

「遺言公正証書」「任意後見制度」「家族信託契約」は非常に有効な制度、契約ですが、いずれもご本人がお元気で判断力が十分な状態でなければ契約できません。皆様もこの機会に検討されてみてはいかがでしょうか。